入札時には，入札書ごとに下記の各書面の提出が必要になります。

① 暴力団員等に該当しない旨の **陳述書**（個人・法人を問わず）

② **住民票**（個人の場合）又は**資格証明書**（法人の場合）

③ **宅地建物取引業の免許証の写し**（宅地建物取引業者の場合）

※ ①と②は入札時に提出がないと入札無効となります（追完不可）。
※ 記載に不備があった場合，入札が無効になる場合があります。
※ 提出後の訂正はできません。
※ 法人の場合は従前どおり資格証明書の提出が必要ですが，個人の場合も住民票の提出が必須になりました。住民票は，氏名・住所・生年月日・性別の記載があり，**マイナンバーが記載されていないもの**を提出してください。
※②は入札する日において発行後3か月以内のものを提出してください。
※③は有効期限内のものを提出してください。

陳述書記載例（法人の場合）※個人の方は個人用の書式を利用してください。

陳述書
（買受申出人（法人）代表者用）

盛岡地方裁判所一関支部　執行官　殿

事件番号	□平成 ☑令和　〇〇 年（ ケ，ヌ ）第〇〇号	物件番号	〇　〇 「1，2」「1～3」等の物件番号を記入して下さい。

陳述		
	当法人は，暴力団員等が役員である法人ではありません。	
	当法人は，暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において買受けの申出をする者ではありません。	
	□	自己の計算において当法人に買受けの申出をさせようとする者は，別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」記載のとおりです。 この者は，暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。 ※「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者」とは，買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。該当する場合のみ左の□にチェックを入れ，上記の別紙を添付してください。

（陳述書作成日）令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

買受申出人（法人）	代表者		
		法人の所在地	〒 〇〇〇 － 〇〇〇 岩手県盛岡市内丸９番１号
		法人の名称	株式会社〇〇〇〇
		（フリガナ）	ダイヒョウトリシマリヤク　〇〇〇〇〇
		代表者氏名	代表取締役　〇〇〇〇　印
		役　員	別紙「買受申出人（法人）の役員に関する事項」のとおり

法人の場合，役員全員分の住所や氏名等を記入し，提出する必要があります。忘れずに添付してください。

入札書や陳述書は，盛岡地方裁判所一関支部執行官室（☎0191－21－8001）で配布するほか，BITからもダウンロードすることができます（「手続案内」→「入札等の手続きについて」→「入札書式のダウンロード」）。

令和　８年（ケ）第　　６号

期　間　入　札　の　公　告

令和　８年１１月　６日
盛岡地方裁判所一関支部
裁判所書記官　佐　藤　宏　幸

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和　８年１１月２５日　午前　９時００分から 令和　８年１２月　２日　午後　５時００分まで	
開札期日	日　時 場　所	令和　８年１２月　８日　午前１０時００分 盛岡地方裁判所一関支部売却場
売却決定期日	日　時 場　所	令和　９年　１月　６日　午後　１時００分 盛岡地方裁判所一関支部
買受申出の保証の提供方法		下記のいずれかによる。 （１）当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 （２）銀行，損害保険会社，農林中央金庫，商工組合中央金庫，全国を地区とする信用金庫連合会，信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の制限（民事執行規則３３条）		☆印を付した物件は農地であるので，権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り，買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため，物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和　８年１１月　６日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。		

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和７年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	864,000 691,200	一括	172,800	46,632	0
1	552,000				
2	312,000				
備考					

令和　８年（ケ）第　　６号

物　件　目　録

１　所　　在　　大船渡市末崎町字鶴巻

　　地　　番　　７９番２

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　３６３．７５平方メートル

２　所　　在　　大船渡市末崎町字鶴巻　７９番地２

　　家屋　番号　　７９番２

　　種　　類　　居宅・物置

　　構　　造　　木造瓦葺２階建

　　床　面　積　　１階　１４７．８１平方メートル
　　２階　　７７．０１平方メートル

令和　8年（ケ）第　　6号

物　件　明　細　書

令和　8年　7月16日
盛岡地方裁判所一関支部
裁判所書記官　佐　藤　宏　幸

1　不動産の表示
【物件番号1，2】
別紙物件目録記載のとおり

2　売却により成立する法定地上権の概要
なし

3　買受人が負担することとなる他人の権利
【物件番号1，2】
なし

4　物件の占有状況等に関する特記事項
【物件番号2】
本件所有者が占有している。

5　その他買受けの参考となる事項
なし

《注　　意　　書》

1　本書面は，現況調査報告書，評価書等記録上表れている事実とそれに基づく法律判断に関して，裁判所書記官の一応の認識を記載したものであり，関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。

2　記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし，記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので，必ず，現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。

3　買受人が，占有者から不動産の引渡しを受ける方法として，引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は，「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。

4　対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意

味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。

5　各種「詳細説明」は，閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

令和　８年（ケ）第　　６号

物　件　目　録

１　所　　在　　大船渡市末崎町字鶴巻

　　地　　番　　７９番２

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　３６３．７５平方メートル

２　所　　在　　大船渡市末崎町字鶴巻　７９番地２

　　家屋　番号　　７９番２

　　種　　類　　居宅・物置

　　構　　造　　木造瓦葺２階建

　　床　面　積　　１階　１４７．８１平方メートル
　　２階　　７７．０１平方メートル

令和８年(ケ)第６号
令和8年4月２１日受理
令和8年6月１５日提出

現況調査報告書

盛岡地方裁判所　一関支部
執行官　　糠盛　誠一朗

(注)　チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

令和８年(ケ)第６号

物　件　目　録

１　所　　在　　大船渡市末崎町字鶴巻
　　地　　番　　７９番２
　　地　　目　　宅地
　　地　　積　　３６３．７５平方メートル

２　所　　在　　大船渡市末崎町字鶴巻　７９番地２
　　家屋番号　　７９番２
　　種　　類　　居宅・物置
　　構　　造　　木造瓦葺２階建
　　床　面　積　　１階　１４７．８１平方メートル
　　　　２階　　７７．０１平方メートル

（土地・建物用）

不動産の表示	「物件目録」のとおり
住居表示	住居表示：未実施
土地	物件１
現況地目	■宅地（物件１） □公衆用道路（　） □
形状	■公図のとおり　□地積測量図のとおり □建物図面（各階平面図）のとおり　□土地建物位置関係図のとおり □
占有者及び占有状況	■土地所有者（A）　□その他の者（　） 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している □「占有者及び占有権原」のとおり
下記以外の建物（目的外建物）	■ない □ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）
その他の事項	「その他の事項」のとおり
建物	物件２
種類、構造及び床面積の概略	■公簿上の記載とほぼ同一である □公簿上の記載と次の点が異なる（□主たる建物　□附属建物） □種　類： □構　造： □床面積：
物件目録にない附属建物	■ない □ある　種　類： 構　造： 床面積：
占有者及び占有状況	■建物所有者（A）　□その他の者（　） 上記の者が本建物を　空き住居　として管理し占有している □「占有者及び占有権原」のとおり
上記以外の敷地（目的外土地）	■ない □ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）
その他の事項	「その他の事項」のとおり
執行官保管の仮処分	■ない □ある　地方裁判所　　支部　平成　　年（　）第　　号 保管開始日　平成　　年　　月　　日
土地建物の位置関係	■建物図面（各階平面図）のとおり　□土地建物位置関係図のとおり

（注）　チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

その他の事項

■物件１土地関係

１　本土地は、物件２建物の敷地として利用されている。

２　公図上、本土地は北側から南東側にかけて大船渡市所有の公衆用道路（８０番３、８１番４）、大船渡市所有の宅地（７９番８）、道に各接面している。現況では、本土地の南東側が幅員約５．６メートルの舗装市道鶴巻線に接面している。

３　本土地は、市道鶴巻線との間に法面を介しており、市道鶴巻線より低位に位置する。

４　本土地は、南西側隣地より高位に位置する。

■物件２建物関係

Ａの陳述及び建物内の状況から、Ａが本建物を空き住居として管理し占有しているものと認められる。

（注）　チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

（関係人の陳述等用）

関係人の陳述等	
陳　述　者 （当事者等との関係）	陳述内容等
■A （物件１、２所有者）	私は、物件１、２の所有者です。本年の３月まで私が住居として使用していました。それ以降は空き家です。

（注）　チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

（調査経過用）

調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和８年４月２４日（金）	執行官室	課税関連資料申請　（郵送）
令和８年４月２４日（金）	執行官室	登記関係資料申請　（郵送）
令和８年４月２８日（火）	執行官室	市道調査　（ＦＡＸ）
令和８年６月１日（月）	執行官室	Ａ宛期日通知　（郵送）
令和８年６月９日（火） ９：００～１０：２９	物件所在地	Ａ立会の上、物件に立入調査 評価人同行

（特記事項）

□　令和　　年　　月　　日

目的物件は不在で施錠されていることも予想されたので、解錠技術者を同行して臨場した。

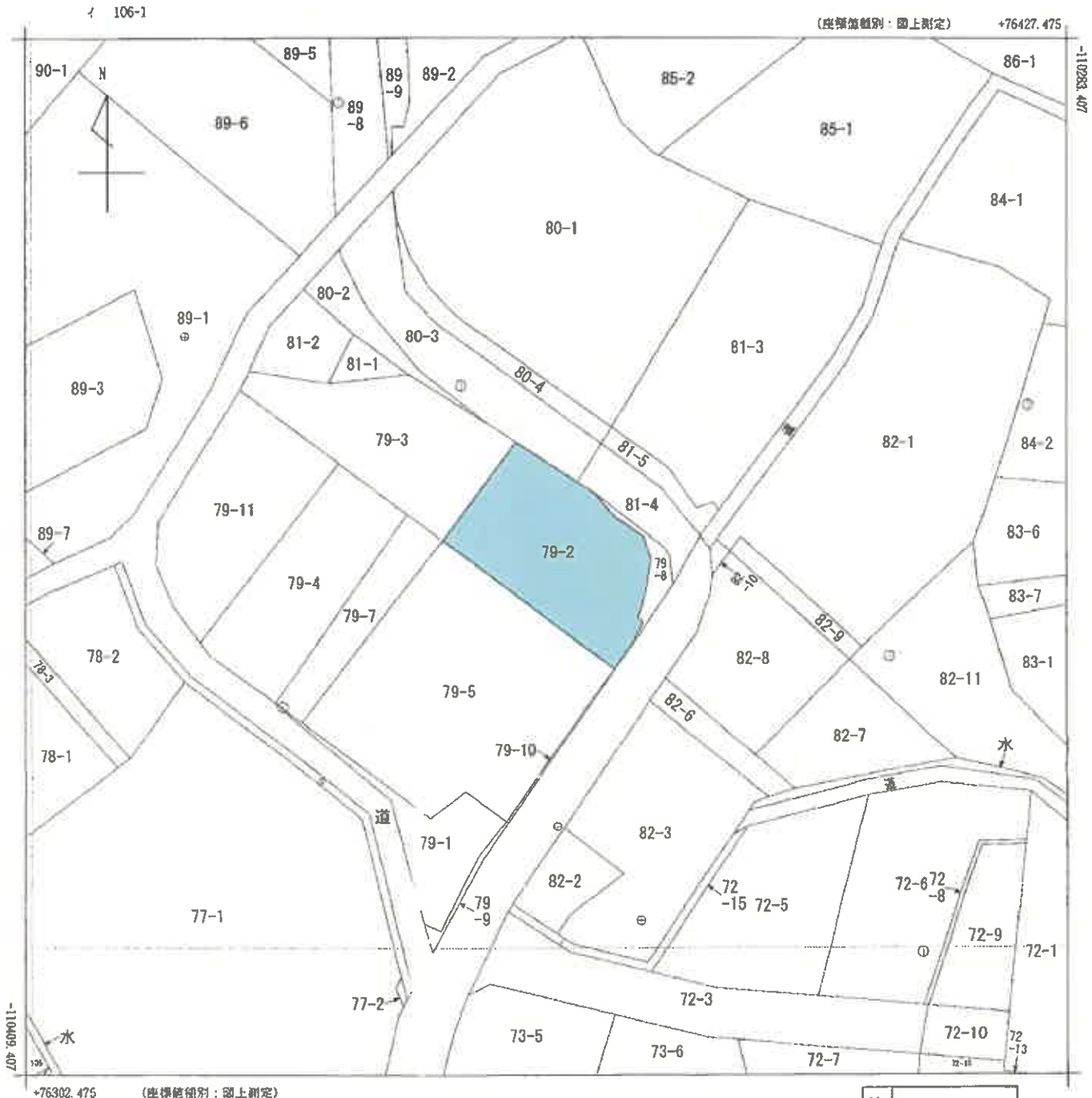
□　令和　　年　　月　　日

威力の行使の可能性があった為、立会人を立ち会わせて建物内に立ち入った。

□　令和　　年　　月　　日

休日・夜間執行許可の提示をした。

（注）　チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり



(注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(touhokutaineiyouoki2011.par)による修正がされています。

地番区域見出	末崎町字鶴巻

精求部分	所在	大船渡市末崎町字鶴巻				地番	79番2		
出力縮尺	1/500	精度区分	甲三	座標系番号又は記号	X	分類	地図(法第１４条第１項)	種類	地籍図
作成年月日	平成8年1月			備付年月日(原図)		補記事項			

Ａ３判をＡ４判に縮小

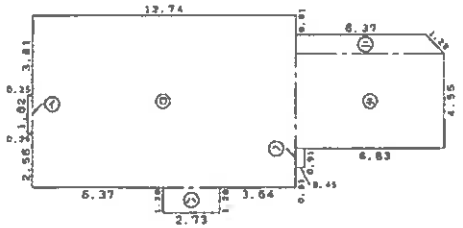
登記年月日 ： 平成30年5月16日

建物図面
~~各階平面図~~

家屋番号	79番2
建物の所在	大船渡市末崎町字鶴巻７９番地２

各階平面図

1階

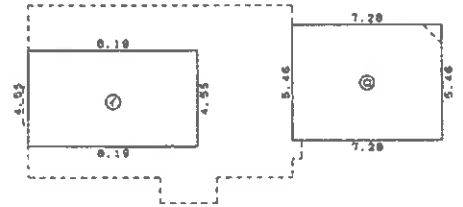


求積表

㋐	0.25	× 1.82	=	0.4550
㋑	12.74	× 8.19	=	104.3406
㋒	2.73	× 1.20	=	3.2760
㋓	(6.37+7.28)	× 0.91 / 2	=	6.21075
㋔	7.28	× 4.55	=	33.1240
㋕	0.45	× 0.91	=	0.4095
		計		147.81585

床面積 147.81 ㎡

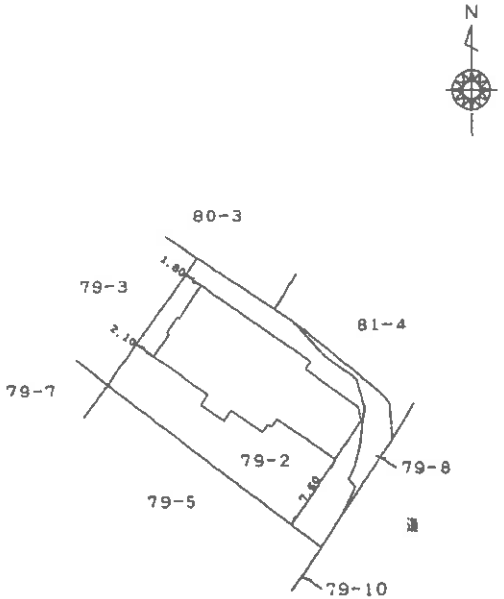
2階



求積表

㋐	8.19	× 4.55	=	37.2645
㋑	7.28	× 5.46	=	39.7488
		計		77.0133

床面積 77.01 ㎡



作成者		縮尺	1/250

申請人		縮尺	1/500

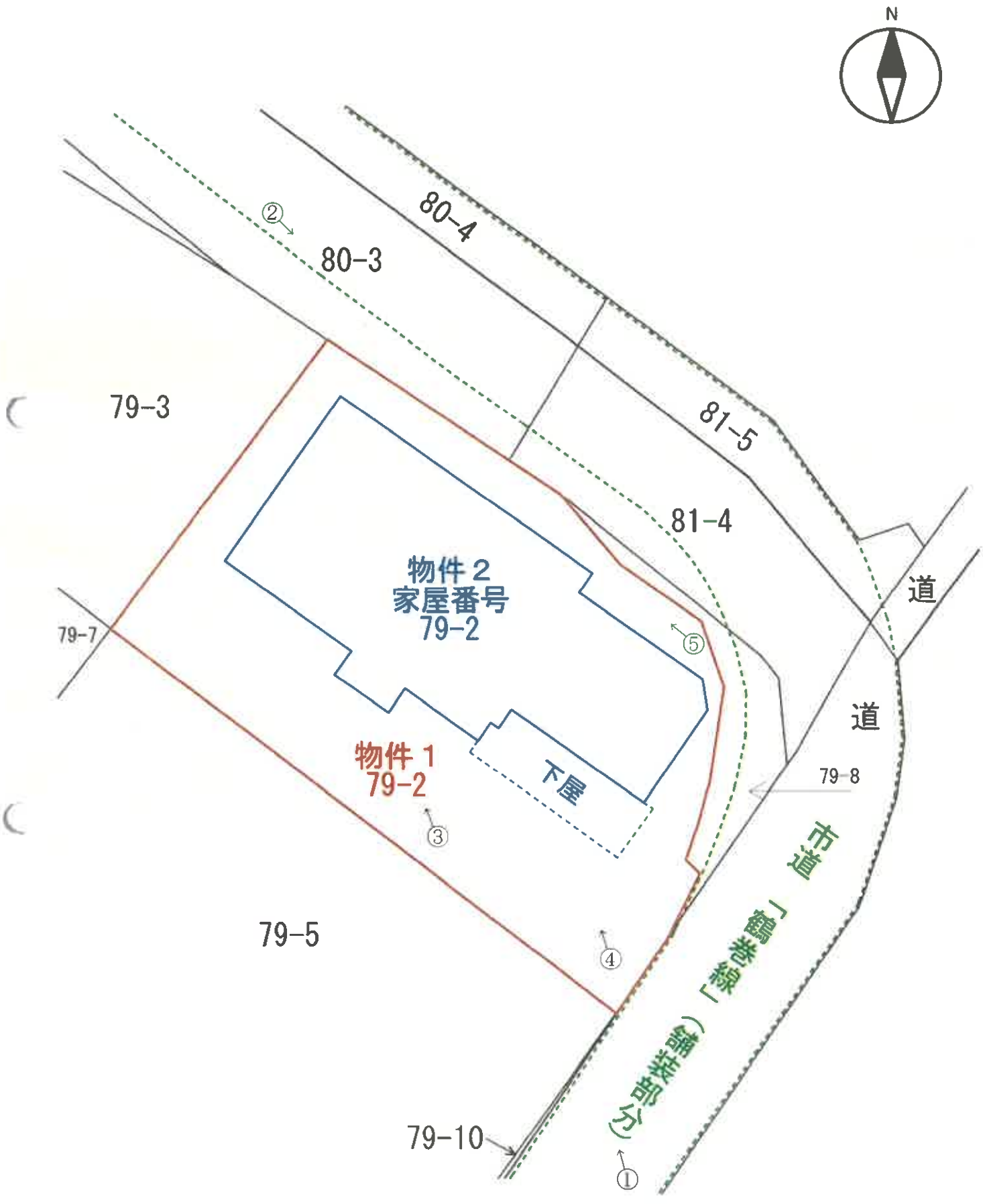
（日本土地家屋調査士会連合会用紙）

（ 7 枚目 ）

A３判をA４判に縮小

調査番号：3-2

令和8年(ケ)第6号
土地建物位置関係図

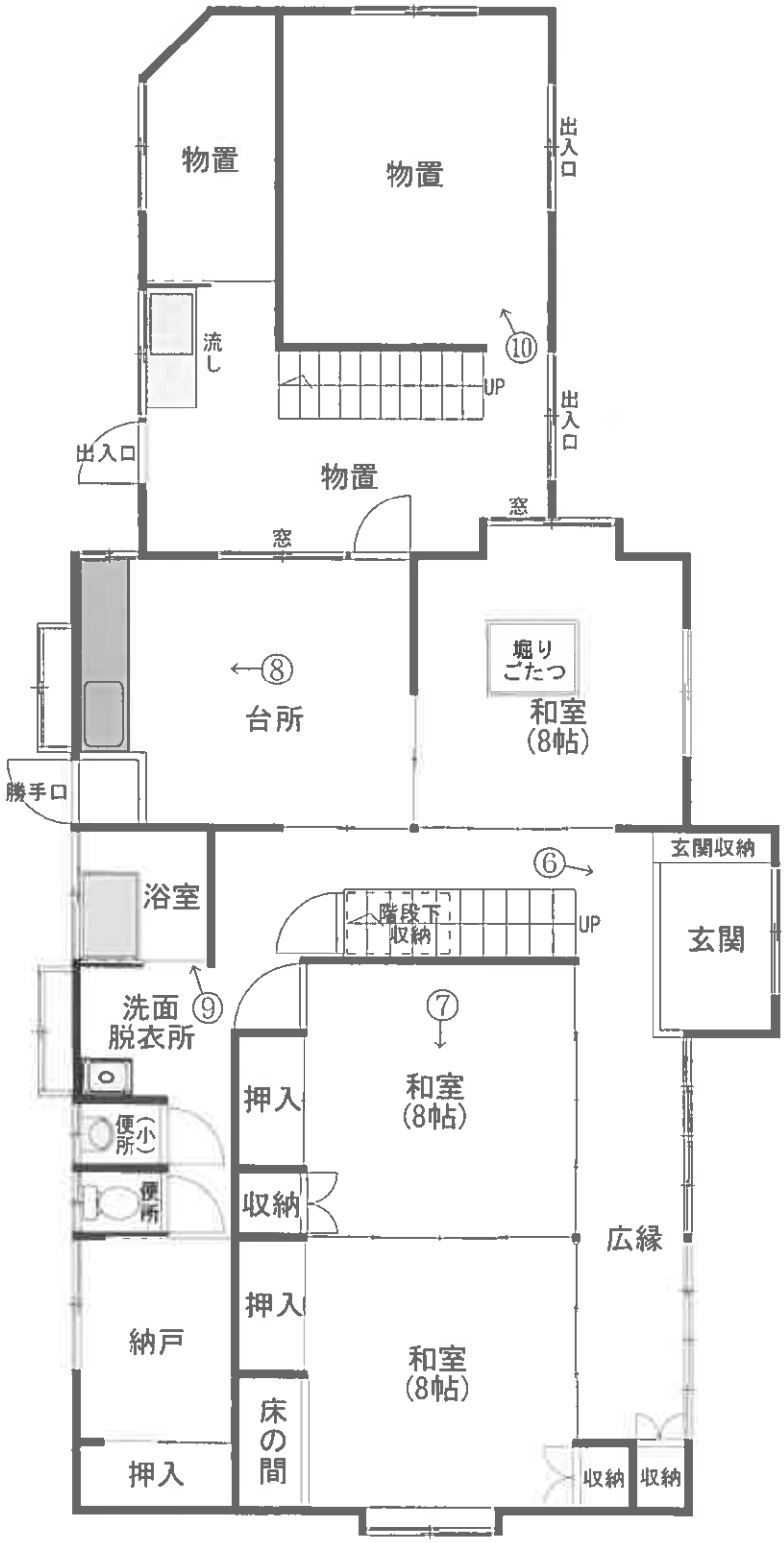


1/200

←○印は写真撮影場所であり、○印の中の数字は写真番号である。
土地の形状および建物の位置関係は概略を記載したものである。
（ 8 枚目）

令和８年（ケ）第６号
建物間取図

１階

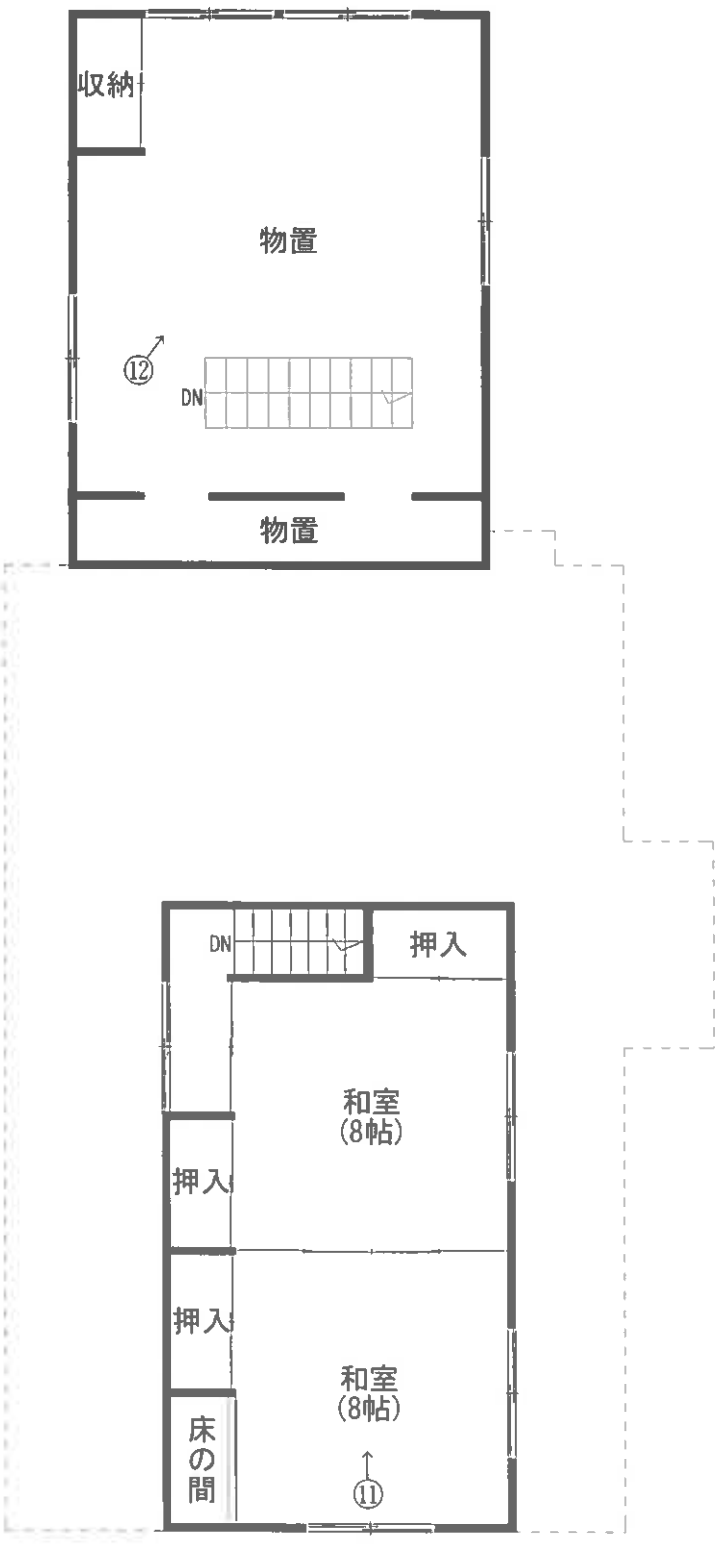


1/100

←○印は写真撮影場所であり、○印の中の数字は写真番号である。
建具・住設機器等の仕様・規格等は、便宜的な表示である。
（　９　枚目）

令和８年（ケ）第６号
建物間取図

２階



1/100

←○印は写真撮影場所であり、○印の中の数字は写真番号である。
建具・住設機器等の仕様・規格等は、便宜的な表示である。
（　１０　枚目）

写真１



写真２



写真３



写真４



写真５



写真６



写真７



写真８



写真９



写真１０



写真１１



写真１２



令和８年　（ケ）　第　　６　　号
令和８年６月　９日　現地調査
令和８年６月１６日　評　　価

盛岡地方裁判所　一関支部　御中

評　　価　　書

評価人　不動産鑑定士

新沼　輝雄

第１　評価額

一　括　価　格	
物件１、２	金１，４４０，０００円
内　訳　価　格	
物件１（土地）	金９２０，０００円
物件２（建物）	金５２０，０００円

①　一括価格は、各不動産について、一括売却（民事執行法６１条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
②　内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
③　各物件のうち、土地の内訳価格は建物のための土地利用権価格を控除した価格であり、建物の価格は当該土地利用権付建物としての価格である。

第２　評価の条件

１　本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。

２　評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。

３　現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。

４　物件に関する情報提供の内容は、民事執行法５８条４項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第３　目的物件

番号	所在等	登　記	現　況
1 （土地）	所　在 地　番 地　目 地　積	大船渡市末崎町字鶴巻 79番2 宅　地 363.75㎡	同 左
2 （建物）	所　在 家屋番号 種　類 構　造 床面積	大船渡市末崎町字鶴巻79番地2 79番2 居宅・物置 木造瓦葺２階建 1階　147.81㎡ 2階　 77.01㎡	同 左
番号	特　記　事　項		
—	特になし		

第４　目的物件の位置・環境等

１　対象土地の概況及び利用状況等（物件１）

位置・交通	ＪＲ大船渡線ＢＲＴ「碁石海岸口」駅の東方・約600m 大船渡市役所の南方・約11.0km 市立末崎小学校の南西方・約450m （以上道路距離）	
付近の状況	対象物件が存する地域は、大船渡市郊外の丘陵地に存する既成の住宅地域である。	
主な公法上の規制等 （道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都市計画区分 用途地域 建蔽率 容積率 防火規制 その他の規制	非線引都市計画区域 用途無指定 70% 200% なし 特になし
画地条件	地積 間口 奥行 形状 接道状況 地勢 高低差	363.75㎡ 約7m（接道部分(南東側)） 最大約26m 不整形 中間画地 概ね平坦 南西側隣地より約1～1.5m高い。 市道より最大約3m低い。（下記参照）
接面道路の状況	南東側 幅員約5.6m 舗装市道「鶴巻線」 （建築基準法第42条第1項1号道路） 約7mの接道部は等高に接面 北側から東側にかけては法面が介在し舗装部分とは接道していない。 また北側で最大3m程度市道が高くなっている。	
土地の利用状況等	物件２の建物の敷地として、建物所有者が占有している。	
供給処理施設	上水道：　あり ガス配管：　なし 下水道：　なし （注）「あり」とは当該供給処理施設が対象物件の敷地内に引込まれていることをいう。「なし」とは対象物件の敷地内に引込まれていないことをいう。	
特記事項	・対象土地の土壌汚染の可能性について、登記記録の履歴及び現地調査の結果、特に疑義が生じるような土地利用は確認されず、土壌に深刻な影響を及ぼす汚染が存在する可能性は低いものと判断される。ただし、土壌汚染の有無は指定調査機関などの専門家による調査でなければ確定できない。 ・周知の埋蔵文化財包蔵地には指定はない	

2　建物の概況及び利用状況（物件２）

区　　分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記載）　昭和54年8月5日新築 平成15年月日不詳増築 経過年数（新築時より）　約 47年 経済的残存耐用年数　認められない
仕　　様	構　造：木造 屋　根：瓦葺 外　壁：サイディング 内　壁：〔既存部分〕砂壁、紙クロス等　〔増築部分〕板張り 天　井：〔既存部分〕化粧ボード、石膏ボード等　〔増築部分〕現し 床　：〔既存部分〕畳、板張り等 〔増築部分〕コンクリートたたき、板張り 設　備：〔既存部分〕電気、給排水、給湯等　〔増築部分〕電気 その他：特になし （注）建物に付属する各種設備については動作確認まではできないため、使用可能か否かは不明である。
床面積（現況）	第３目的物件欄記載の通り 現況床面積は登記床面積とほぼ一致 登記上の平成 15 年の増築部分は、東側両階の物置部分。 増築部分の面積は、各階平面図をもとに 1 階 38.92 ㎡、2 階 39.75 ㎡と算定した。（附属「建物間取図」参照）
現況用途等	現況用途：居宅・物置 間 取 り：建物間取図の通り
品　　等	普通
保守管理の状態	建築後相当の期間が経過し、相応の老朽化が認められ、基礎、内外装、建具に汚損・損傷箇所が多数確認された。
建物の利用状況	居宅及び物置（空き家）として、建物所有者が管理・占有している。
特記事項	対象建物について、建築時期・構造・種類等の要因を踏まえ現場調査を行った結果、アスベスト含有建材が使用されている可能性は否定できない。なお、アスベスト使用の詳細については専門調査機関の分析調査を要する。

第５　評価額算出の過程

１　基礎となる価格

①　物件１（土地）

目的土地の建付地価格を次の通り求めた。

物件番号	標準画地価格（円／㎡）ア	個別格差 イ	地積（㎡）ウ	建付減価 エ	建付地価格（円）ア×イ×ウ×エ≒オ
1	10,000	0.945	363.75	0.60	2,060,000

ア　標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価調査　≪ 大船渡(県)－９ ≫

地価調査価格　時点修正　標準化補正　地域格差　標準画地価格

14,100円/㎡ × 96.7 ／ 100 × 100 ／ 100.5 × 100 ／ 136.0 ≒ 10,000円/㎡

◇時　点　修　正：地価調査価格の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標 準 化 補 正：画地条件（方位）＋0.5%

◇地　域　格　差：街路条件（幅員）＋1%、交通接近条件（最寄ＢＲＴ駅）＋2%

環境条件（地勢）＋10%、同（居住環境）＋20%　以上相乗積 ＋36.0%

イ　個　別　格　差：画地条件（方位）＋2.5%、同（形状）▲3%、同（間口狭小）▲5%

以上相乗積 ▲5.5%

ウ　地　積：公簿数量を採用。

エ　建付減価補正率　：建物の老朽化により建物と敷地との適応の状態が劣ることを考慮して査定した。

② 物件２（建物）

当該建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法並びに観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を判定した。

物件番号	再調達原価（円／㎡）ア	現況延床面積（㎡）イ	現価率 ウ	建物の価格（円）ア×イ×ウ≒エ
2 既存	130,000	146.15	0.015	280,000
2 増築	70,000	78.67	0.010	60,000
物件２建物価格合計				340,000

ウ　現価率：

耐用年数に基づく方法（定額法）と観察減価法を併用し、現価率を査定した。

〔既存部分〕

定額法による耐用年数に基づく方法（残価率として5%と査定）と観察減価法（建物の老朽化の程度、保守管理の状況等を勘案し、－70%と査定）を併用して下記の通り査定した。

現価率　0.05　x　(1　－　0.70)　＝　0.015

〔増築部分〕

定額法による耐用年数に基づく方法（残価率として5%と査定）と観察減価法（建物の老朽化の程度、保守管理の状況等を勘案し、－80%と査定）を併用して下記の通り査定した。

現価率　0.05　x　(1　－　0.80)　＝　0.010

2　評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権価格を控除し、建物については土地利用権価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記の通り評価額を求めた。

①　土地利用権価格

物件番号	建付地価格（円） ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権価格（円） ア×イ≒ウ
1	2,060,000	0.25	法定地上権	520,000

イ　土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を 25%と査定した。

②　内訳価格及び一括価格

物件番号	基礎となる価格（円） （1①オ、1②エ） ア	土地利用権等価格の控除及び加算（円） （2①ウ） イ	占有減価修正 ウ	市場性修正 エ	競売市場修正 オ	評価額（円） （ア±イ）×ウ×エ×オ
1	2,060,000	−520,000		1.00	0.60	920,000
2	340,000	＋520,000	1.00	1.00	0.60	520,000
一括価格（合計）						1,440,000

ウ　占有減価修正：修正の必要はないものと判断した。
エ　市場性修正：修正の必要はないものと判断した。
オ　競売市場修正：第２評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第６　参考価格資料

【地価調査基準地価格】（大船渡(県)－９）

所　　在：大船渡市末崎町字大田37番4
価　　格：14,100円／㎡
位　　置：ＪＲ大船渡線ＢＲＴ「碁石海岸口」駅の南東方約150ｍ
価格時点：令和7年7月1日
地　　積：269㎡
供給処理施設：水道
接面街路：北西側幅員約6.5ｍ舗装市道
用途指定等：非線引都市計画区域、用途無指定
　　建蔽率70％、容積率200％
地域の概要：中規模一般住宅が多い丘陵地の区画整然とした住宅地域

第７　附属資料の表示

位置図
公図写
地積測量図写
建物図面・各階平面図写
土地建物位置関係図
建物間取図

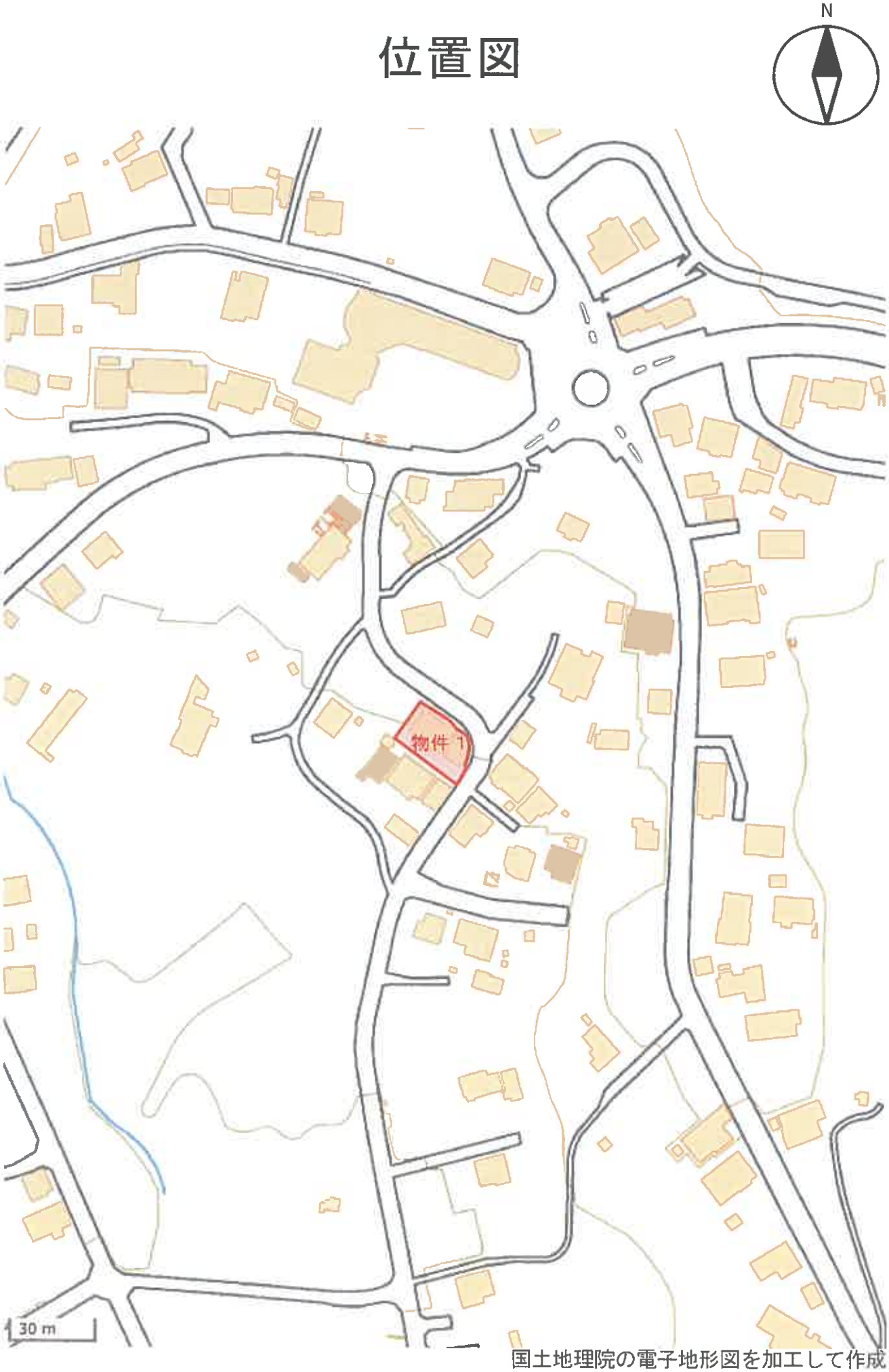
以　上

位置図

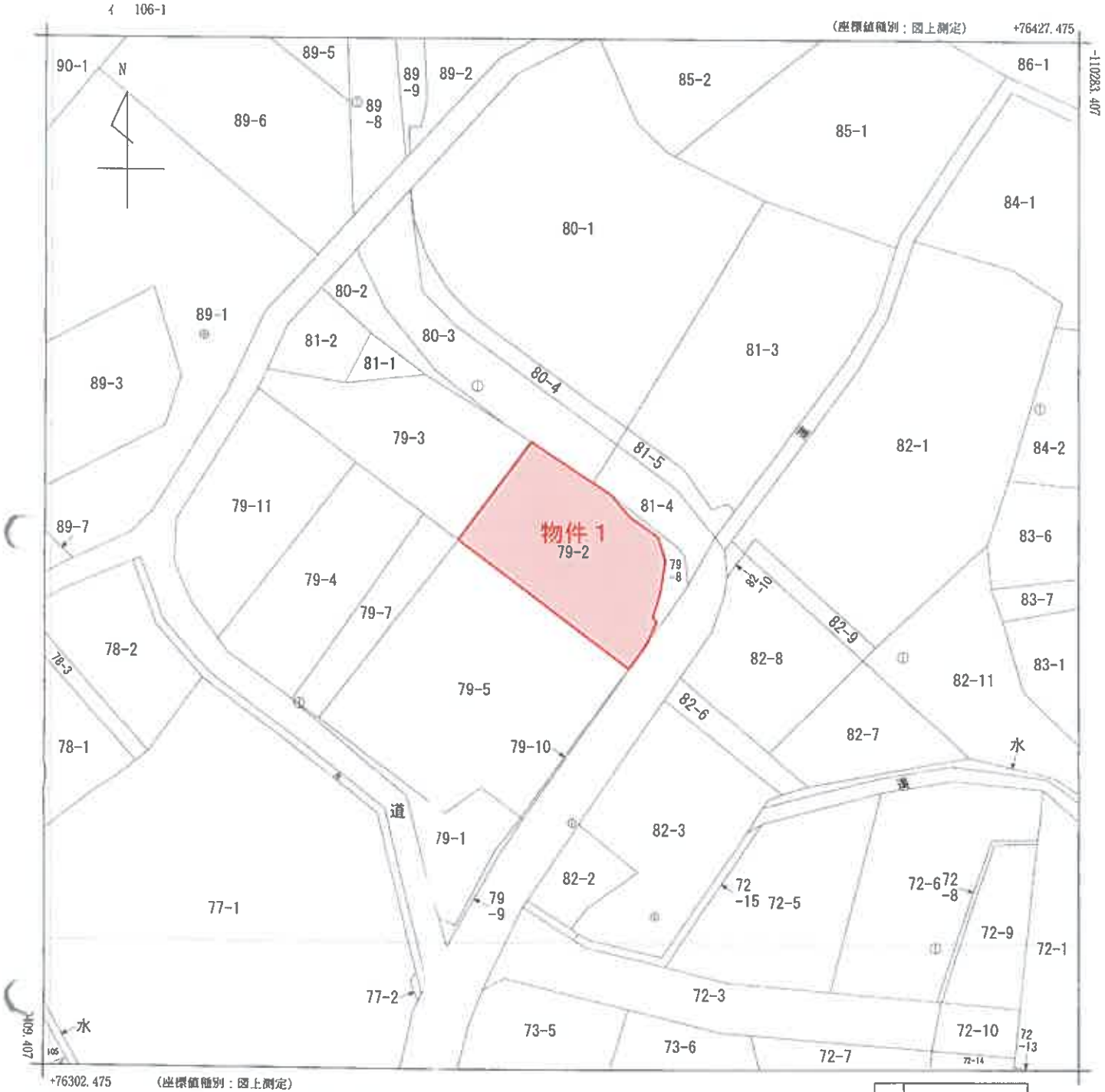


国土地理院の電子地形図を加工して作成

位置図



国土地理院の電子地形図を加工して作成



(注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(touhokutaiheiyouoki2011.par)による修正がされています。

地番区域見出	末崎町字鶴巻

請求部分	所在	大船渡市末崎町字鶴巻				地番	79番2		
出力縮尺	1/500	精度区分	甲三	座標系番号又は記号	X	分類	地図(法第14条第1項)	種類	地籍図
作成年月日	平成8年1月			備付年月日(原図)				補記事項	

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

(盛岡地方法務局大船渡出張所管轄)

令和8年3月9日

東京法務局新宿出張所

登記官 [redacted]

請求番号：3-1

(1/1)

A3→A4縮小版

登記年月日 ： 平成14年3月18日

836300

前 79-2

後 79-2、79-8、

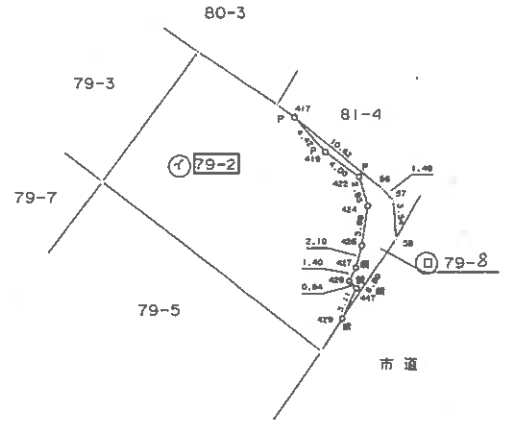
新 79-2、79-8、

地積測量図

地番	◎ 79－8、79－2、
土地の所在	大船渡市末崎町字鶴巻

◎ 79－8

番号	X	Y	Y'	X*Y'
417	-110644.602	76667.118	5.495	-607992.087990
56	-110651.306	76675.606	9.487	-1049748.940022
57	-110652.398	76676.605	1.271	-140639.197858
58	-110655.924	76676.877	-4.761	526832.854164
429	-110663.249	76671.844	-3.674	406576.776826
447	-110660.447	76673.203	0.683	-75581.085301
428	-110659.795	76672.527	-0.077	8520.604215
427	-110658.531	76673.126	1.170	-129470.481270
426	-110656.514	76673.697	1.085	-120062.317690
424	-110652.873	76674.211	-0.312	34523.696376
422	-110650.149	76673.385	-4.100	453665.610900
419	-110647.852	76670.111	-6.267	693430.088484
		倍面積		55.720834
		面積		27.8604170
		地積		27.86 ㎡



イ 79-2

391.62 - 27.8604170 = 363.7595830

地積 363.75 ㎡

P ― プラスチック杭

作製者	[redacted] (平成 14 年 2 月 25 日作製)	申請人	[redacted]	縮尺	1/500

平成 14. 3. 18

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

（盛岡地方法務局大船渡出張所管轄）

令和8年3月9日　東京法務局新宿出張所

登記官 [redacted]

請求番号：3-3

A３→A４縮小版

登記年月日 ： 平成30年5月16日

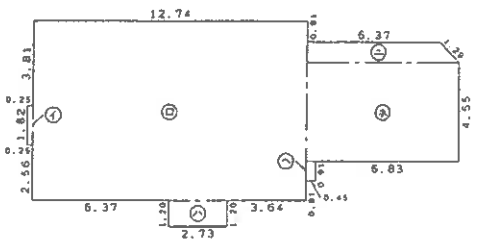
これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
（盛岡地方法務局大船渡出張所管轄）
令和8年3月9日　東京法務局新宿出張所
登記官

各階平面図

建物図面
~~各階平面図~~

家屋番号	79番2
建物の所在	大船渡市末崎町字鶴巻79番地2

1階

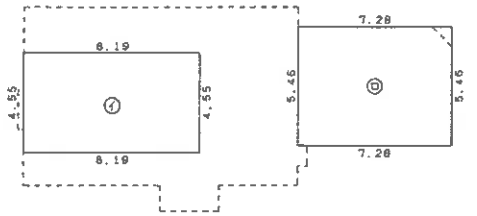


求積表

㋐	0.25 × 1.82	=	0.4550	
㋑	12.74 × 8.19	=	104.3406	
㋒	2.73 × 1.20	=	3.2760	
㋓	(6.37+7.28) × 0.91 / 2	=	6.21075	
㋔	7.28 × 4.55	=	33.1240	
㋕	0.45 × 0.91	=	0.4095	
		計	147.81585	

床面積　147.81 ㎡

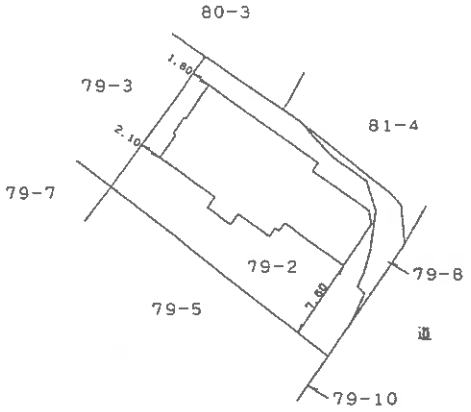
2階



求積表

㋐	8.19 × 4.55	=	37.2645	
㋑	7.28 × 5.46	=	39.7488	
		計	77.0133	

床面積　77.01 ㎡



作成者	[redacted]（平　5月7日作成）	縮尺	1/250

申請人	[redacted]	縮尺	1/500

（日本土地家屋調査士会連合会用紙）

（日調連12）

[redacted]

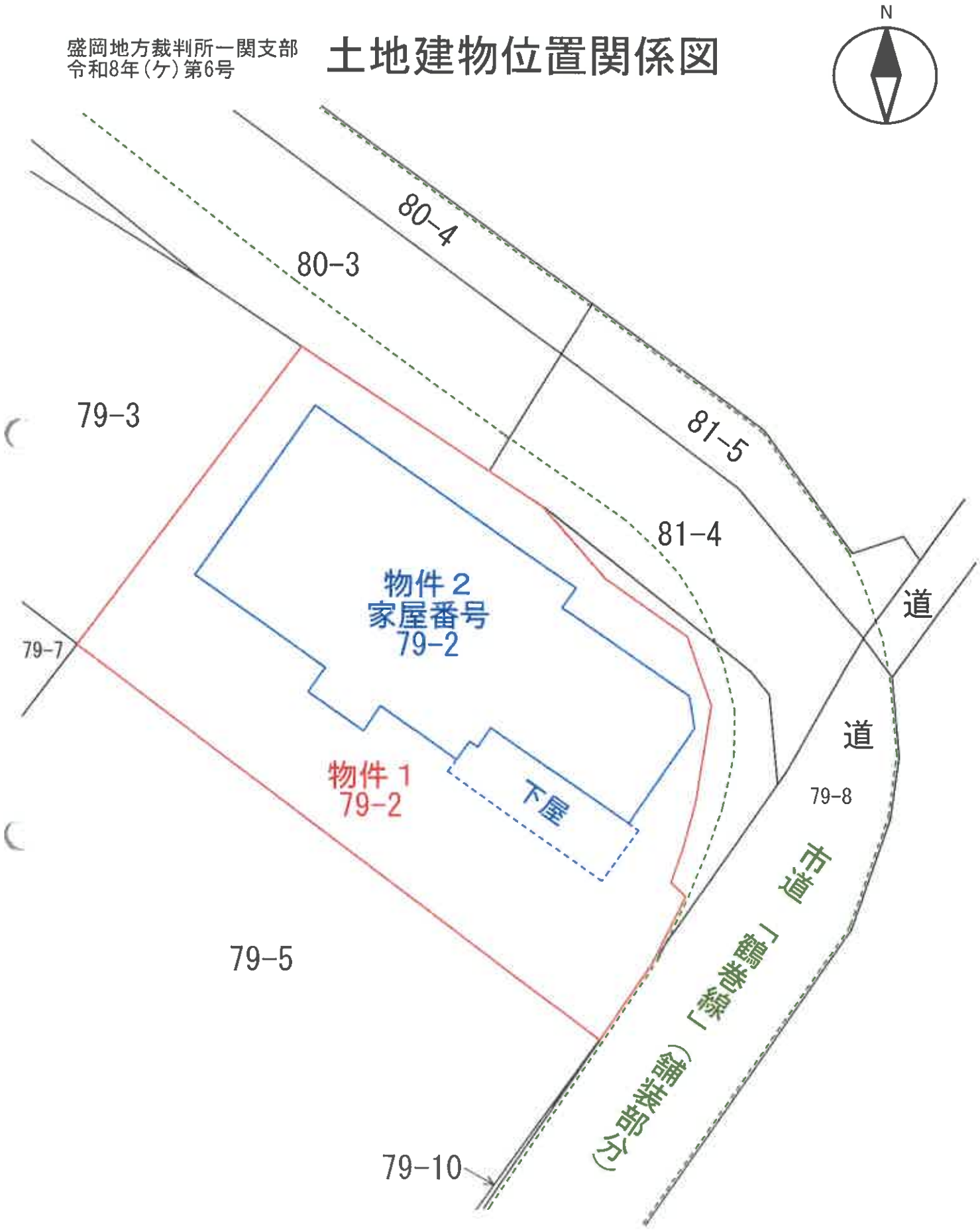
[redacted]

請求番号：3-2

A3→A4縮小版

盛岡地方裁判所一関支部
令和8年(ケ)第6号

土地建物位置関係図

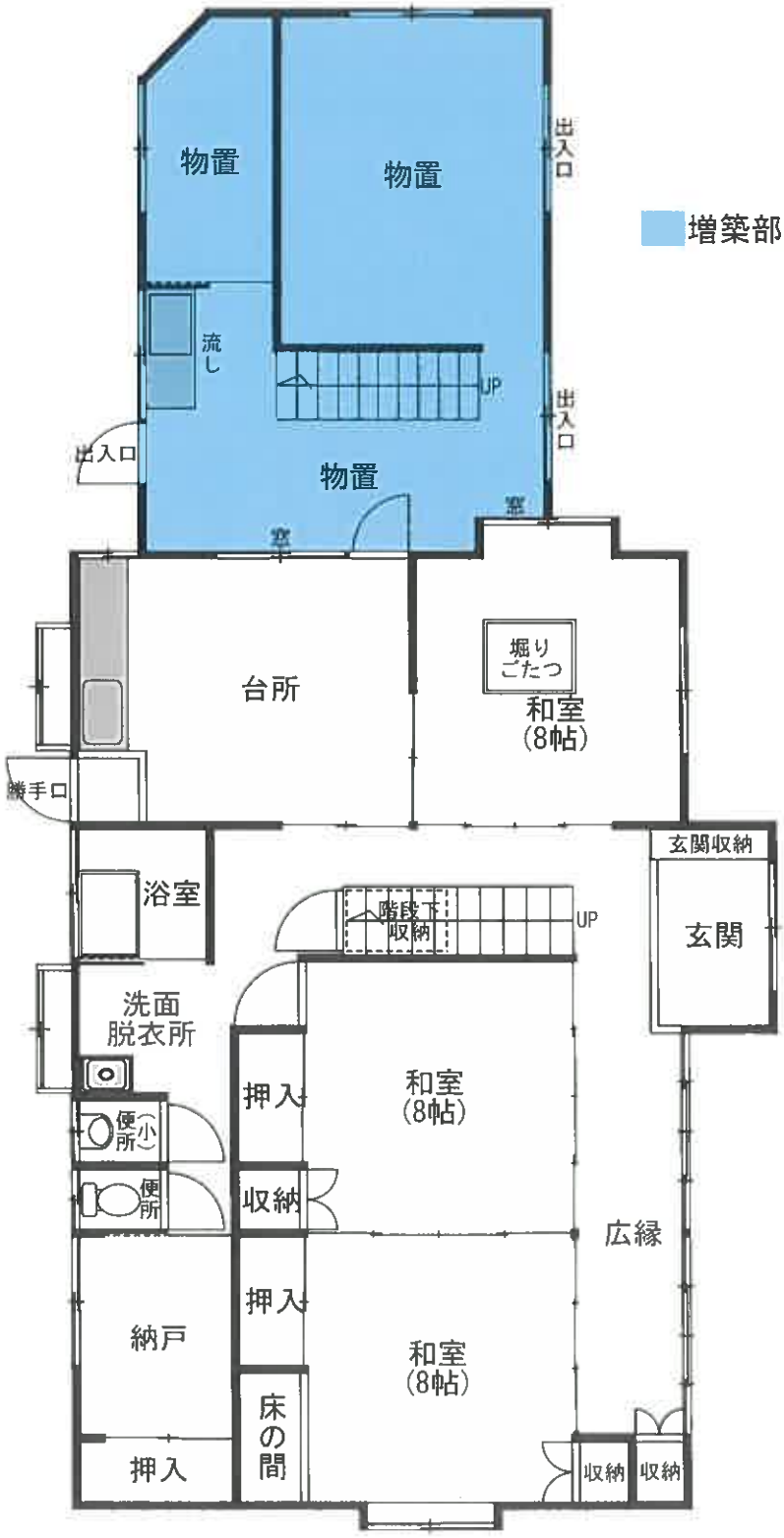


1/200

盛岡地方裁判所一関支部
令和8年(ケ)第6号

建物間取図

1階



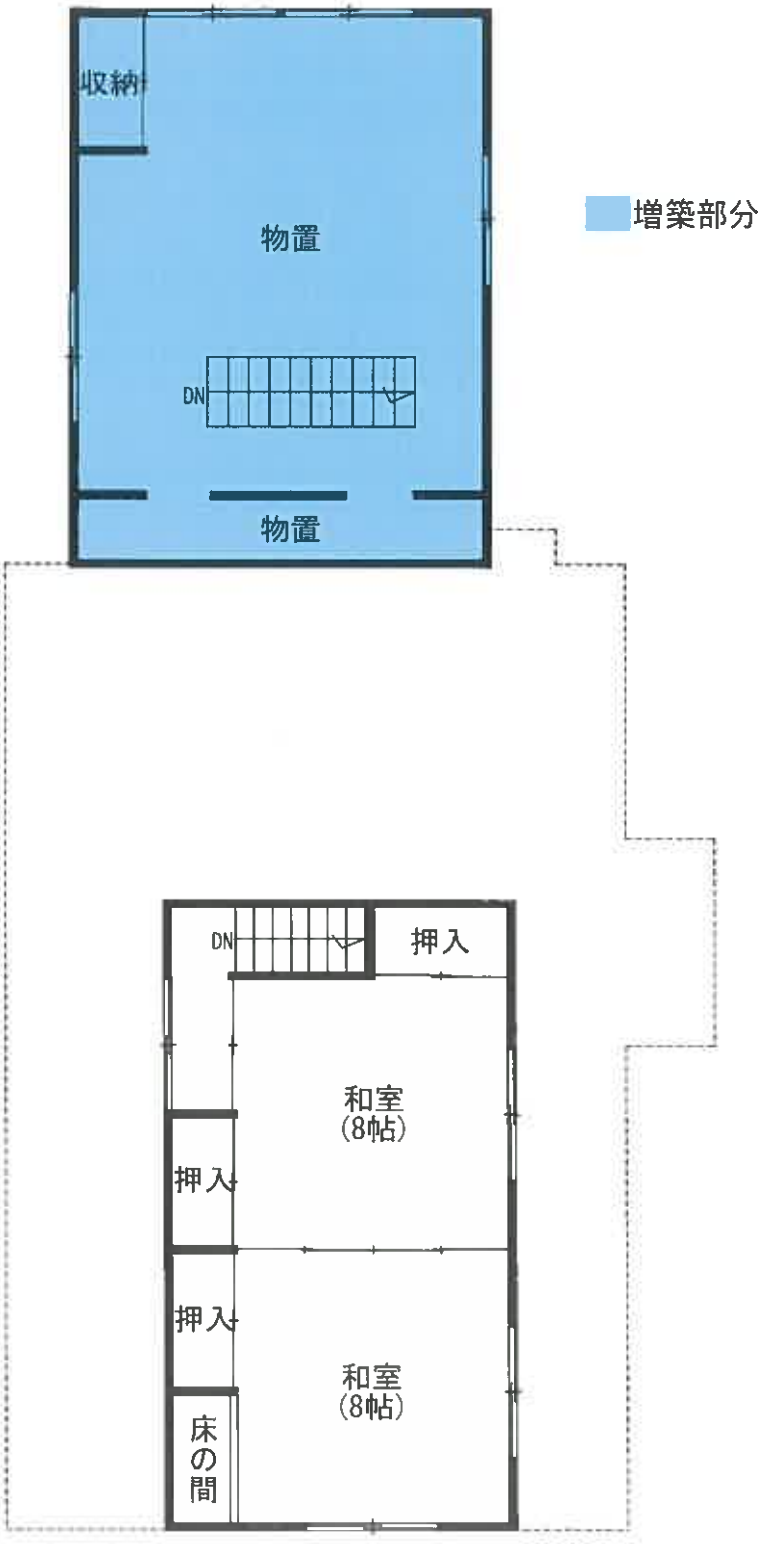
1/100

※間取りは概略を記載したものであり、建具・住設機器等の仕様及び規格は便宜的な表示である。

盛岡地方裁判所一関支部
令和8年(ケ)第6号

建物間取図

2階



1/100

※間取りは概略を記載したものであり、建具・住設機器等の仕様及び規格は便宜的な表示である。